平成２１年（フ）第２２３６３号
東京都中野区本町４丁目34―３―103
債務者　田中　裕士
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０２号
宮城県大崎市松山金谷字向田50―39
債務者　吉田　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０３号
東京都青梅市河辺町５丁目29―38―401
債務者　金子　健太
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０４号
三重県四日市市大字東阿倉川178―１
債務者　中森千都世
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０５号
東京都新宿区西早稲田１丁目11―５―202
債務者　中川　啓二
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０６号
岐阜県可児市今701―２―110
債務者　阿野　正博
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０７号
埼玉県所沢市大字久米391―１―105
債務者　小高理香子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０８号
沖縄県名護市東江３丁目18―31
債務者　大城　智子（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４０９号
石川県能美市湯屋町24―204
債務者　新海　　基
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４１０号
東京都大田区山王３丁目11―16―306
債務者　海野　達彦
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４１１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2351―201
債務者　原島　清春
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４１２号
群馬県太田市本町16―22―507
債務者　幸田　智子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４１３号
長崎県佐世保市大野町73―６―Ｂ―102
債務者　平田　一成
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４４０号
千葉県八街市八街ほ379―28―Ⅱ―103
債務者　鈴木　将也
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４５２号
東京都豊島区長崎４丁目33―７―203
債務者　佐々木　聡
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部